

香川県青年センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年7月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第43号

香川県青年センター規則の一部を改正する規則

香川県青年センター規則（昭和44年香川県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号。以下「条例」という。）第4条、第5条第5項及び第11条の規定に基づき、香川県青年センター（以下「青年センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p><u>(利用の許可を要する施設)</u></p> <p>第6条 <u>青年センターのうち条例第4条（条例第5条第6項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けなければならない施設は、大会議室、中会議室、小会議室、野外活動場、宿泊施設及び体育館とする。</u></p> <p>(利用の許可)</p> <p>第7条 <u>条例第4条前段の規定による利用の許可（以下「利用許可」という。）を受けようとする者は、あらかじめ香川県青年センター利用許可申請書（第1号様式）を所長に提出しなければならない。</u></p> <p>2 略</p> <p>3 <u>利用許可には、青年センターの管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</u></p> <p><u>(利用の許可の変更)</u></p> <p>第8条 <u>利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、条例第4条後段の規定による変更の許可（以下「変更許可」という。）を受けようとする</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、香川県青年センター（以下「青年センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(休業日)</p> <p>第5条 略</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第6条 <u>大会議室、中会議室、小会議室、野外活動場、宿泊施設又は体育館を利用しようとする者は、あらかじめ香川県青年センター利用許可申請書（第1号様式）を所長に提出し、その許可（以下「利用許可」という。）を受けなければならない。</u></p> <p>2 略</p>

るときは、香川県青年センター利用変更許可申請書（第2号様式）を所長に提出しなければならない。

2 前条第2項及び第3項の規定は、変更許可について準用する。

（特別利用の形態）

第9条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県青年センターの項（次条において「香川県青年センターの項」という。）及び条例別表に規定する特別利用の形態は、地方公共団体又は知事の指定する団体が行う青年の研修、団体活動又は国際交流とする。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、指定申請書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（使用料）

第10条 香川県青年センターの項に規定する午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料は、別表第1のとおりとする。

（利用許可の取消し等）

第11条 所長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可若しくは変更許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によって利用許可又は変更許可を受けたとき。

(2) 第7条第3項（第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(3)～(6) 略

（書面のファクシミリ装置による提出）

第12条 第7条第1項及び第8条第1項の規定による申請書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

2・3 略

（指定管理者による管理の基準等）

第13条 条例第5条第5項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおり

（特別利用の形態）

第7条 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1第1表 使用料の部 2 公の施設の使用料香川県青年センターの項（次条において「香川県青年センターの項」という。）に規定する特別利用の形態は、地方公共団体又は知事の指定する団体が行う青年の研修、団体活動又は国際交流とする。

2 前項の規定による指定を受けようとする団体は、指定申請書（第2号様式）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

(1)～(4) 略

（使用料）

第8条 香川県青年センターの項に規定する午前9時前又は午後9時後の時間において利用する場合その他規則で定める場合の使用料並びに大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料は、別表のとおりとする。

（利用許可の取消し等）

第9条 所長は、青年センターの利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

(1) 虚偽その他不正な手段によって利用許可を受けたとき。

(2)～(5) 略

（書面のファクシミリ装置による提出）

第10条 第6条第1項の規定による申請書の提出については、ファクシミリ装置を利用して送信する方法により行うことができる。

2・3 略

（指定管理者による管理の基準等）

第11条 香川県青年センター条例（昭和44年香川県条例第25号）第4条第5

とする。

(1)～(3) 略

- 2 条例第5条第5項の規則で定める業務は、青年センターの維持管理及び利用許可に関する業務、利用料金の収受に関する業務その他の運営に関する業務とする。
- 3 青年センターの指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第7条第2項及び第11条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 略
- 5 青年センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第4条、第5条、第7条第1項、第8条第1項、前条及び第15条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(利用料金)

第14条 条例別表に規定する大会議室、中会議室及び小会議室の冷暖房使用料の額は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか、青年センターの管理及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第10条関係)

1～3 略

別表第2 (第14条関係)

冷暖房使用料

区分	単位	金額
大会議室	1時間当たり	360円
中会議室	1時間当たり	230円
小会議室	1時間当たり	100円

項の規則で定める管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(3) 略

- 2 香川県青年センター条例第4条第5項の規則で定める業務は、青年センターの維持管理及び利用許可に関する業務その他の運営に関する業務とする。
- 3 青年センターの指定管理者が前項に規定する業務を行う場合における第6条及び第9条の規定の適用については、これらの規定中「所長」とあるのは、「指定管理者」とする。
- 4 略
- 5 青年センターの管理を指定管理者に行わせることとした場合における第4条、第5条、前条及び次条に規定する事項については、これらの規定にかかわらず、指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定めるところによることとする。

(委任)

第12条 この規則の実施に関し必要な事項は、所長が定める。

別表 (第8条関係)

1～3 略

第1号様式 (第7条関係)

香川県青年センター利用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センターの利用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 利用目的 (研修・団体活動・国際交流・その他)
- 2 行事の名称又はその内容
- 3 香川県青年センター規則  
第9条第1項の規定による指定の有無
- 4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	利用開始	利用終了	日(泊)数	実人員	延人員 (宿泊 延人員)	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
大会議室 (全面利用) (半面利用) 中会議室 小会議室 野外活動場	月 日 時から	月 日 時まで	( )	人	人			
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
宿泊施設	洋室	月 日 から	月 日 まで	泊	( )			
	和室	月 日 から	月 日 まで	泊	( )			
体育館	競技場 全面	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
	競技場 半面	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
育 館	ステージ	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
	シャワー (温水)	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
計			( 日泊 )	( )	( )			

5 特記事項欄

(注) 記載事項について既に記載してある ( ) 内は該当するものを○で囲み、※印の欄は記載しないでください。

第1号様式 (第6条関係)

香川県青年センター利用許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

指定管理者に管理を行わせる場合には、指定管理者

申請者 住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

香川県青年センター規則第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 利用目的 (研修・団体活動・国際交流・その他)
- 2 行事の名称又はその内容  
香川県青年センター規則
- 3 第7条第1項の規定による指定の有無
- 4 利用しようとする施設、期間、人員等

施設名	利用開始	利用終了	日(泊)数	実人員	延人員 (宿泊 延人員)	※ 使用料		
						使用料	冷暖房 使用料	計
大会議室 (全面利用) (半面利用) 中会議室 小会議室 野外活動場	月 日 時から	月 日 時まで	( )	人	人			
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
	月 日 時から	月 日 時まで	( )					
宿泊施設	洋室	月 日 から	月 日 まで	泊	( )			
	和室	月 日 から	月 日 まで	泊	( )			
体育館	競技場 全面	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
	競技場 半面	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
育 館	ステージ	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
	シャワー (温水)	月 日 時から	月 日 時まで	( )				
計			( 日泊 )	( )	( )			

5 特記事項欄

(注) 記載事項について既に記載してある ( ) 内は該当するものを○で囲み、※印の欄は記載しないでください。

第2号様式（第8条関係）

香川県青年センター利用変更許可申請書

年 月 日

香川県青年センター所長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
(団体名及び代表者名)  
TEL

年 月 日付けで許可のあった香川県青年センターの利用について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更事項	変更前	変更後
変更の内容			
変更の理由			
備 考			

第3号様式（第9条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

団 体 名

代表者名 ㊟

香川県青年センター規則第9条第1項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（注）氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第7条関係）

指 定 申 請 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

団 体 名

代表者名 ㊟

香川県青年センター規則第7条第1項の規定による指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

（注）氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。